

労働関係訴訟の 審理長期化要因について

最高裁判所 行政局

1

1. 労働関係訴訟の概況

労働契約から派生する様々な紛争に関する民事訴訟

○地位確認請求事件

- ・ 普通解雇事件(労働者のミス・能力不足等)
- ・ 懲戒解雇事件(労働者の重大な規律違反行為)
- ・ 整理解雇事件(使用者の経営状態の悪化)

○賃金等請求事件

- ・ 時間外手当請求事件(「名ばかり管理職」)
- ・ 男女差別, 組合差別であるとの主張がされることもある。

○損害賠償請求事件

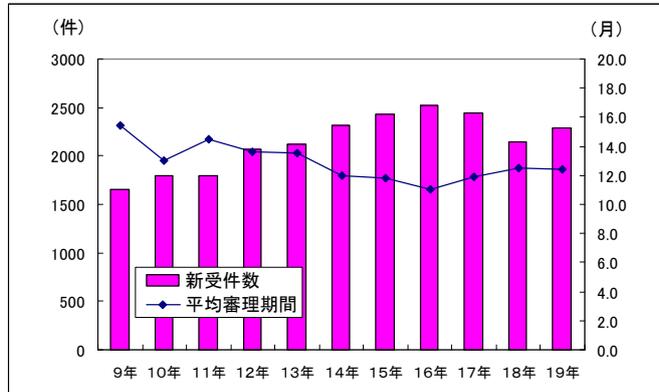
- ・ セクハラなど

2

1. 労働関係訴訟の概況

図表1 新受件数及び平均審理期間(労働)

年次	新受件数	平均審理期間
9年	1,656	15.4
10年	1,793	13.0
11年	1,802	14.5
12年	2,063	13.6
13年	2,119	13.5
14年	2,309	12.0
15年	2,433	11.8
16年	2,519	11.0
17年	2,442	11.9
18年	2,153	12.5
19年	2,292	12.4

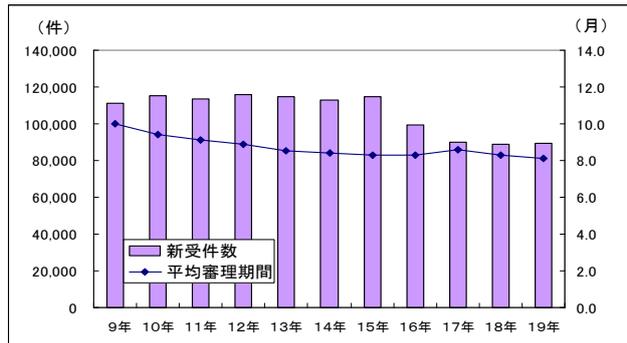


(注)平成16年までの数値は最高裁判所行政局調べ

1. 労働関係訴訟の概況

図表2 新受件数及び平均審理期間(民事(金銭のその他等以外))

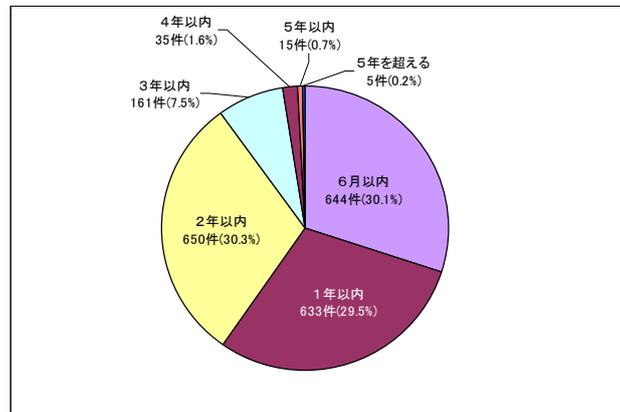
年次	新受件数	平均審理期間
9年	111,108	10.0
10年	115,342	9.4
11年	113,626	9.1
12年	115,878	8.9
13年	114,513	8.5
14年	112,804	8.4
15年	114,417	8.3
16年	99,251	8.3
17年	90,113	8.6
18年	88,731	8.3
19年	89,253	8.1



(注)「民事(金銭のその他等以外)」とは、平成16年3月までは、民事第一審訴訟事件全体から「金銭を目的とする訴え」のうちその他の訴えを控除したものをいい、平成16年4月以降については、民事第一審訴訟事件全体から「金銭を目的とする訴え」のうちその他の訴え、建築請負代金等に関する訴え、労働(金銭)に関する訴え及び知的財産権(金銭)に関する訴えを控除したものをいう(以下同じ。)

1. 労働関係訴訟の概況

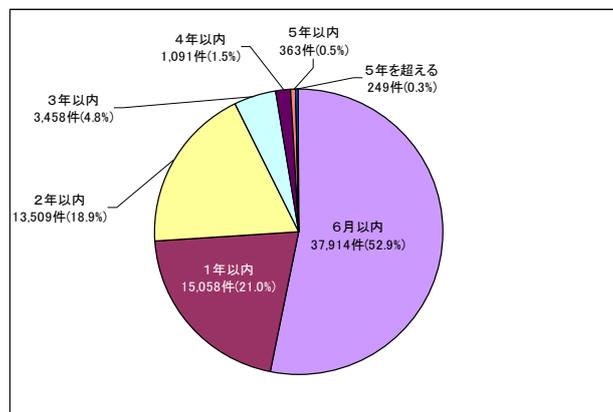
図3 審理期間別の事件数及び事件割合(労働)(平成19年)



(注) 図の数値は、欠席判決を除いた数値である。

1. 労働関係訴訟の概況

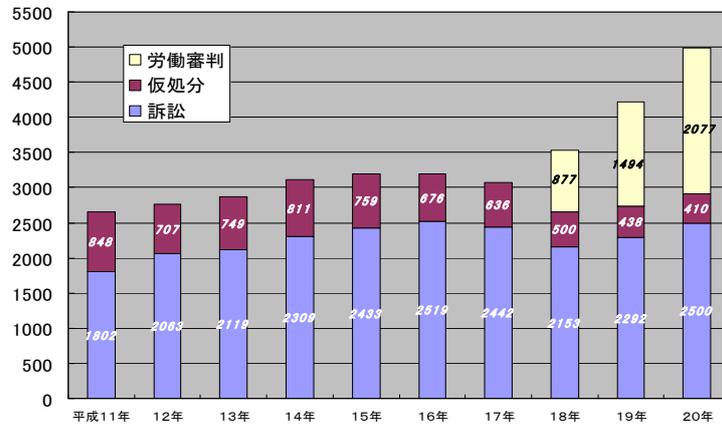
図4 審理期間別の事件数及び事件割合(民事(金銭のその他等以外))(平成19年)



(注) 図の数値は、欠席判決を除いた数値である。

2. 労働審判事件の概況

図5 新受件数



- (注) 1. 仮処分及び平成16年までの労働関係訴訟の数値は、最高裁判所行政局調べによる数値である。
 2. 労働審判の平成18年の数値は、平成18年4月から12月までの数値である。
 3. 平成20年の数値は推計値であり、同年1月から10月までの新受累計(速報値)を基に次の計算式を用いて算出した。

$$\{(20年1月\sim10月)\div(19年1月\sim10月)\}\times19年総数=年間推計値(件)$$

2. 労働審判事件の概況

表6 事件種別ごとの新受件数

	平成18年計	平成19年計	平成20年										合計	
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		計
非金銭	463	780	45	63	69	94	97	105	86	97	95	112	863	2106
地位確認	418	719	44	62	67	86	91	98	79	91	93	108	819	1956
その他	45	61	1	1	2	8	6	7	7	6	2	4	44	150
金銭	414	714	47	57	74	84	91	86	81	75	98	112	805	1933
貸金等	266	441	31	38	45	50	58	50	57	51	69	64	513	1220
退職金	66	126	5	9	12	10	13	11	5	9	12	10	96	288
その他	82	147	11	10	17	24	20	25	19	15	17	38	196	425
合計	877	1494	92	120	143	178	188	191	167	172	193	224	1668	4039

(注) 件数は、平成20年12月10日集計による行政局調べの概数値である(平成18年は4月から12月の合計件数)。

2. 労働審判事件の概況

表7 終局事由ごとの既済件数

	平成18年計	平成19年計	平成20年										総計	
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		計
労働審判	107	306	12	19	28	17	23	34	39	27	41	38	278	691
調停成立	427	997	67	92	105	61	90	107	126	94	134	160	1036	2460
24条終了	19	47	2	4	11	3	4	7	5	4	3	3	46	112
取下げ	50	93	10	5	15	12	16	16	11	7	21	28	141	284
却下・移送等	3	7	1					2			1	1	5	15
総計	606	1450	92	120	159	93	133	166	181	132	200	230	1506	3562

	平成18年計	平成19年計	平成20年										総計	
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		計
労働審判														
うち異議申立てあり	74	187	4	13	17	12	19	18	26	19	17	20	165	426
うち異議申立てなし	33	119	8	6	11	5	4	16	13	8	24	18	113	265

(注) 1 件数は、平成20年12月10日集計による行政局調べの概数値である(平成18年は4月から12月の合計件数)。
 2 異議申立ての件数は、翌月の統計報告の提出までに異議申立てがあった件数を計上している。

2. 労働審判事件の概況

表8 事件種別ごと及び終局事由ごとの処理状況

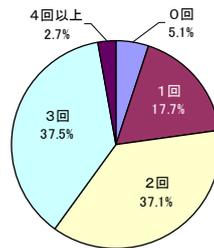
	労働審判		調停成立		24条終了		取下げ		却下・移送等		総計	
非金銭	358	19.2%	1309	70.3%	52	2.8%	139	7.5%	4	0.2%	1862	100.0%
地位確認	315	18.5%	1232	72.4%	40	2.4%	112	6.6%	3	0.2%	1702	100.0%
その他	43	26.9%	77	48.1%	12	7.5%	27	16.9%	1	0.6%	160	100.0%
金銭	333	19.6%	1151	67.7%	60	3.5%	145	8.5%	11	0.6%	1700	100.0%
賃金等	193	19.1%	696	69.0%	34	3.4%	78	7.7%	8	0.8%	1009	100.0%
退職金	59	22.4%	170	64.6%	6	2.3%	28	10.6%			263	100.0%
その他	81	18.9%	285	66.6%	20	4.7%	39	9.1%	3	0.7%	428	100.0%
計	691	19.4%	2460	69.1%	112	3.1%	284	8.0%	15	0.4%	3562	100.0%

(注) 件数は、平成20年10月末現在のもので、同年12月10日集計による行政局調べの概数値である。

2. 労働審判事件の概況

図表9 期日実施回数

	0回	1回	2回	3回	4回以上	計
調停成立		465	1010	915	70	2460
労働審判		54	236	376	25	691
24条終了		42	34	36		112
取下げ	167	69	41	7		284
却下・移送等	15					15
総計	182	630	1321	1334	95	3562

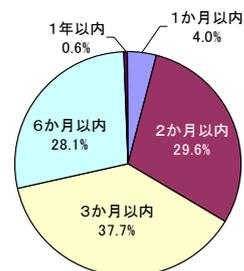


(注) 件数は、平成20年10月末現在のもので、同年12月10日集計による行政局調べの概数値である。

2. 労働審判事件の概況

図表10 平均審理期間

申立て～終局日	
1か月以内	144件
2か月以内	1055件
3か月以内	1343件
6か月以内	1000件
1年以内	20件
平均	75.5日
対象件数	3562件



(注) 件数は、平成20年10月末現在のもので、同年12月10日集計による行政局調べの概数値である。

3. 労働関係訴訟の長期化要因に関する仮説

(第2回報告書)

(整理・修正後)

○争点多数

○原告多数

○証拠の偏在, 不足

○裁判に対する考え方

○和解に対する考え方

○当事者間の対立

(1)争点多数

(2)原告多数

(3)立証の困難性

(4)当事者間の対立

(5)和解に対する考え方 **×**

13

(1). 争点多数

規範的要件

○判断の困難なもの

(例) 整理解雇事件

- ① 人員削減の必要性
- ② 解雇回避努力
- ③ 人選の合理性
- (④ 手続の相当性)

企業の合理的運用上
やむを得ない必要性
があるか否か

○該当する事実として多数の事実を主張

(例) 解雇権濫用法理

社会通念上相当と
認められるか否か

14

(1). 争点多数

専門的知識が必要

○法令, 判例及び通達等に関する豊富な知識が必要

(例) 時間外手当請求

○雇用の実態等に対する深い理解が必要

(例) 昇格差別, 賃金差別

15

(1). 争点多数

専門部, 集中部(専門部等)について

○専門部

東京地裁及び大阪地裁

○集中部

横浜地裁, 千葉地裁, 京都地裁,
神戸地裁, 名古屋地裁及び福岡地裁

(平成21年1月現在)

16

(1). 争点多数

労働関係訴訟の適正 迅速な処理に向けた取組み

(例)○労働関係訴訟協議会

(東京地裁労働部, 弁護士)

- ・ 裁判所, 弁護士それぞれの努力
- ・ 審理方法に関する認識の共通化

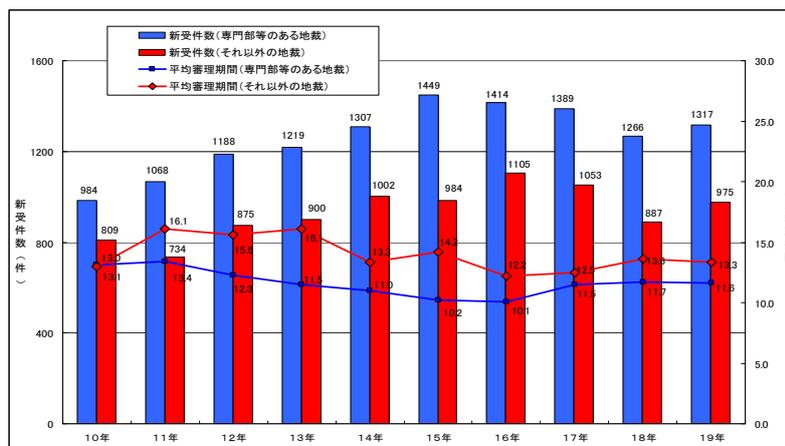
○労働事件審理ノート

- ・ 訴訟類型ごとに当事者が主張すべき事実や典型的かつ早期に提出されるべき証拠等を提示

17

(1). 争点多数

図11 専門部等のある地裁とそれ以外の地裁の新受件数及び平均審理期間(労働)



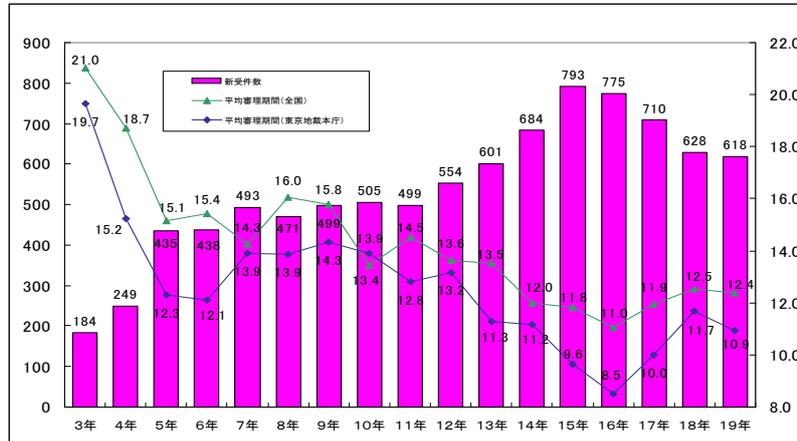
(注)1. 平成16年までの数値は最高裁判所行政局調べ

(注)2. 千葉地裁は平成18年4月1日から集中部となったため、平成18年3月31日までは「それ以外の地裁」として、平成18年4月1日以降は「専門部等のある地裁」として計上した。

18

(1). 争点多数

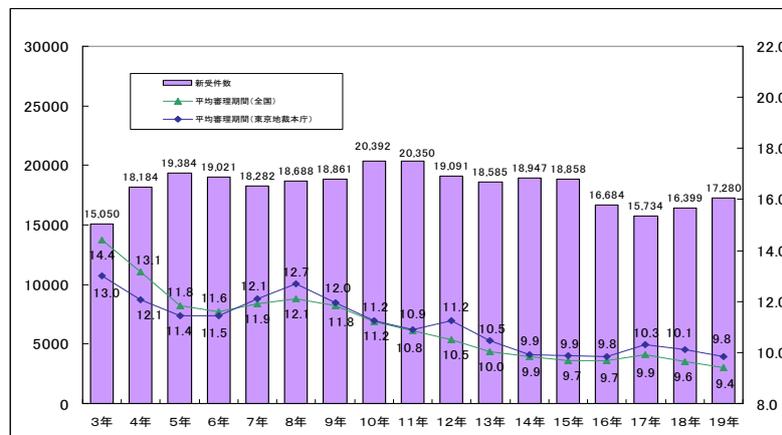
図12 東京地裁本庁における新受件数及び平均審理期間並びに
全国の平均審理期間(労働)



(注)平成11年から16年までの各数値は、最高裁判所行政局調べの数値である。

(1). 争点多数

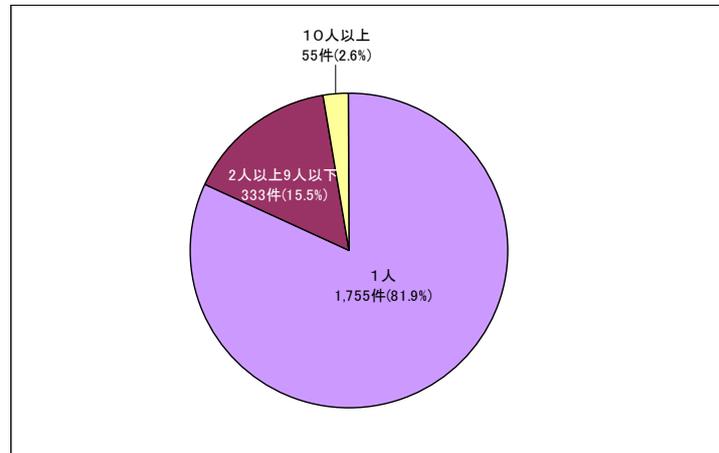
図13 東京地裁本庁における新受件数及び平均審理期間並びに
全国の平均審理期間(民事(金銭のその他等以外))



(注)図の平均審理期間は、欠席判決を除いた数値である。

(2). 原告多数

図14 原告の人数別事件数及び事件割合（労働）（平成19年）

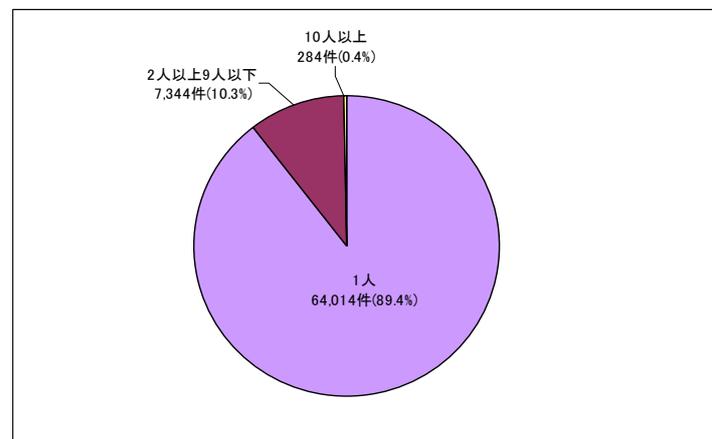


(注)図の数値は、欠席判決を除いた数値である。

21

(2). 原告多数

図15 原告の人数別事件数及び事件割合（民事（金銭の
その他等以外））（平成19年）

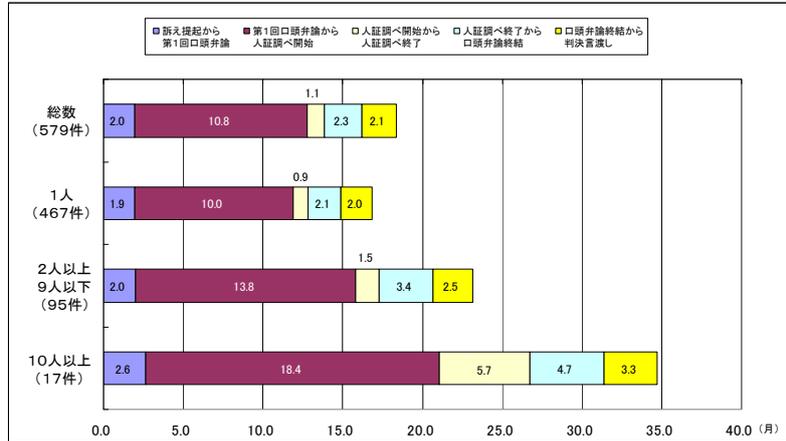


(注)図の数値は、欠席判決を除いた数値である。

22

(2). 原告多数

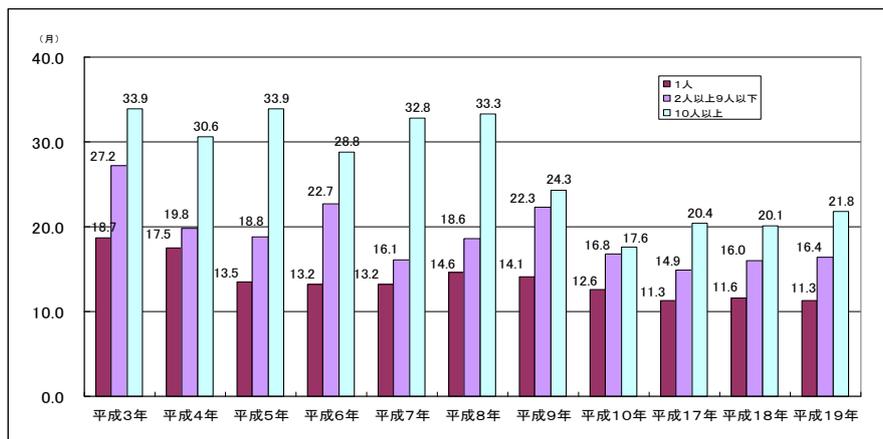
図16 人証調べを実施して判決で終局した事件における原告人数別の各手続段階の平均期間(労働)(平成19年)



23

(2). 原告多数

図17 原告人数別の平均審理期間(労働)



(注)平成11年から平成16年3月までの数値は、算出することはできない。

24

(2). 原告多数(ヒアリング結果)

請求・争点の多数化

○類似の就労状況にあったと主張する従業員らによる時間外手当請求事件

➡・個別事情が人数分問題となる。

○会社の業績悪化等による整理解雇事件

➡・共通事情(人員削減の必要性等)

➡・個別事情(人選の合理性等)

25

(2). 原告多数(ヒアリング結果)

請求・争点の多数化

○給与体系の見直し等の就業規則の不利益変更を争う事件

➡・共通事情(労働条件変更の必要性, 労働組合との交渉の状況等)

➡・個別事情(労働者が被る不利益の程度, 変更後の就業規則の内容の相当性)

○多数の原告が会社の制度改革に伴う大規模な配置転換等を争う事件

➡・共通事情(制度自体の合理性)

➡・個別事情(個別の不利益)

26

(2). 原告多数(ヒアリング結果)

人証調べの長期化

○労働組合員10名が原告として配置転換を争った事件

○深夜勤務の義務不存在等が問題となっている事件

証拠調べ期日
約15回

丸1日証拠調べ
を3回実施

27

(2). 原告多数(ヒアリング結果)

原告が多数となることで…

整理解雇事件

普通解雇・時間外手当
請求の事件でも…

個々の事情に応じた柔軟な解決ができない。

原告間の人間
関係等の問題

共通の解決の方向性
を見出すのに時間を
要する。

和解が困難

28

(3). 立証の困難性(ヒアリング結果)

証拠の偏在, 不足 (訴訟提起前)

タイムカード, 賃金に関する記録等の基本書類



使用者側は労働者側への任意交付に抵抗



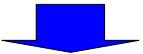
労働者側は概算に基づき訴訟提起
その後に請求の趣旨を訂正

29

(3). 立証の困難性(ヒアリング結果)

証拠の偏在, 不足(訴訟提起後)

賃金差別, 男女差別, 昇格差別等に関する事件



労働者側は

- ① 原告本人の人事評定書, 給与・賞与台帳
 - ② 他の従業員の人事評定書, 給与・賞与台帳
- の提出を要求 → 使用者側が特に②については応じない。



文書提出命令の申立て

30

(3). 立証の困難性(ヒアリング結果)

客観的証拠の不存在による人証調べに対する影響

○懲戒解雇事件

- ・処分に至るまでの非違行為等について意識的に証拠化しておらず、同僚従業員の目撃証言に頼らざるを得ない。

○時間外手当事件

- ・タイムカードがそろっていない。
- ・タイムカードは労働の実態を反映していないとの反論
- ・営業日報, 作業日報により作業に要する通常時間を積算して立証
- ・使用者側の「ダラダラ残業」の主張は, 上司等の目撃供述でしか立証できないことが多い。

○セクハラ事件

- ・双方の供述以外に客観的証拠がないことが多い。

31

(3). 立証の困難性

表18 人証調べ実施率及び平均人証数(労働及び民事(金銭のその他等以外))(平成19年)

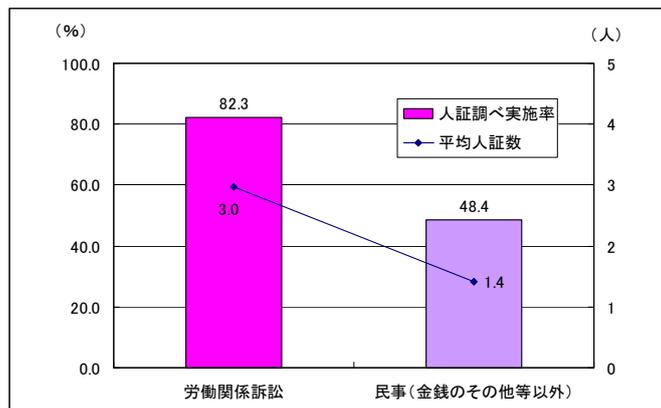
事件の種類		労働関係訴訟	民事(金銭のその他等以外)
人証調べ	人証調べ実施率	41.3%	25.2%
	平均人証数	1.5	0.7
	平均人証数 (人証調べ実施事件)	3.5	2.8

(注)表の数値は、欠席判決を除いた数値である。

32

(3). 立証の困難性

図19 人証調べ実施率及び平均人証数(対席判決事件)
(労働及び民事(金銭のその他等以外))(平成19年)



(3). 立証の困難性

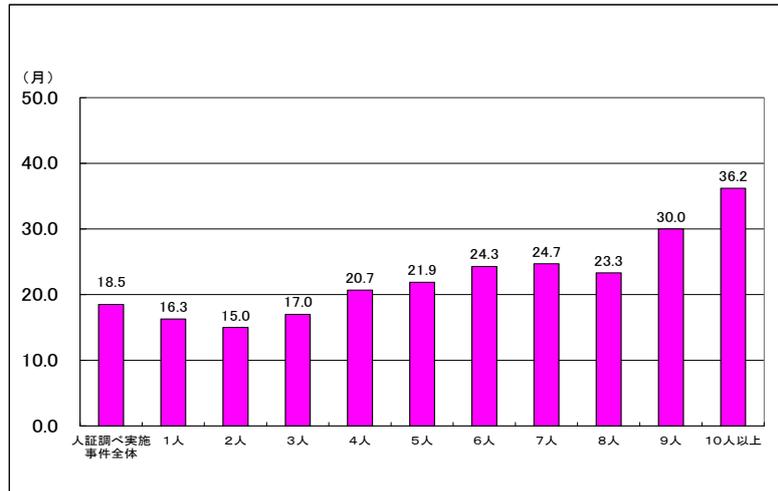
表20 人証数別事件数及び事件割合(労働及び民事
(金銭のその他等以外))(平成19年)

労働関係訴訟			民事(金銭のその他等以外)		
人証数	事件数	事件割合	人証数	事件数	事件割合
総数	2143	100.0%	総数	71642	100.0%
0人	1259	58.7%	0人	53611	74.8%
1人	60	2.8%	1人	2865	4.0%
2人	265	12.4%	2人	6528	9.1%
3人	238	11.1%	3人	4498	6.3%
4人	136	6.3%	4人	2278	3.2%
5人	95	4.4%	5人	969	1.4%
6人	42	2.0%	6人	389	0.5%
7人	17	0.8%	7人	171	0.2%
8人	8	0.4%	8人	122	0.2%
9人	6	0.3%	9人	73	0.1%
10人以上	17	0.8%	10人以上	138	0.2%

(注)表の数値は、欠席判決を除いた数値である。

(3). 立証の困難性

図21 人証調べ実施事件における人証数別平均審理期間
(労働)(平成19年)



35

(4). 当事者間の対立

民事訴訟と比較して「当事者間の対立」が激しい訴訟が多い。



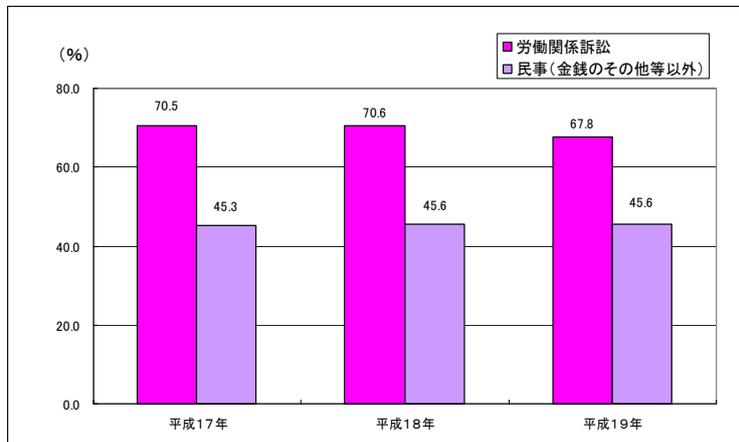
- 様々な観点から詳細な主張 → 争点整理手続回数等が増加
・人証調べ実施事件が増加
- 勝つまでやるという精神 → 上訴率, 上訴事件割合が高い。

特に対立が激しい類型例
○人事評価に関する訴訟
○不当労働行為を主張している訴訟

36

(4). 当事者間の対立

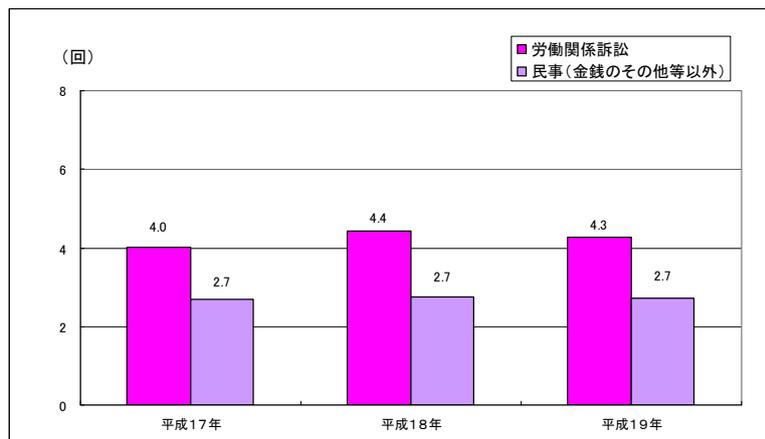
図22 争点整理手続実施率(労働及び民事(金銭のその他等以外))



(注)図の数値は、欠席判決を除いた数値である。

(4). 当事者間の対立

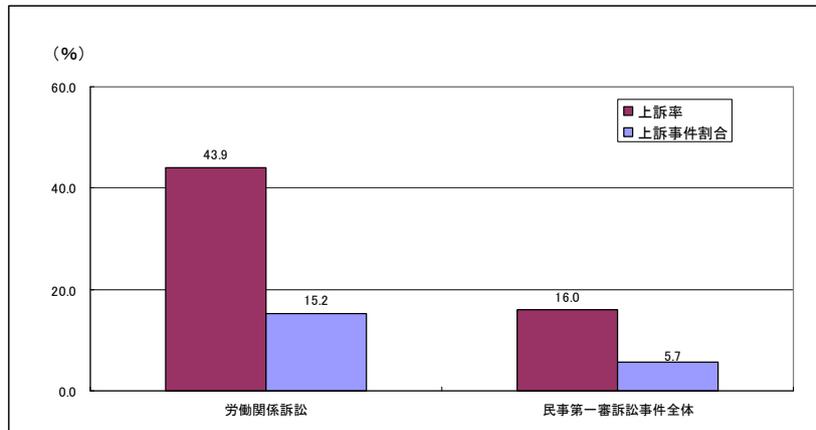
図23 平均争点整理手続期日回数(労働及び民事(金銭のその他等以外))



(注)図の数値は、欠席判決を除いた数値である。

(4). 当事者間の対立

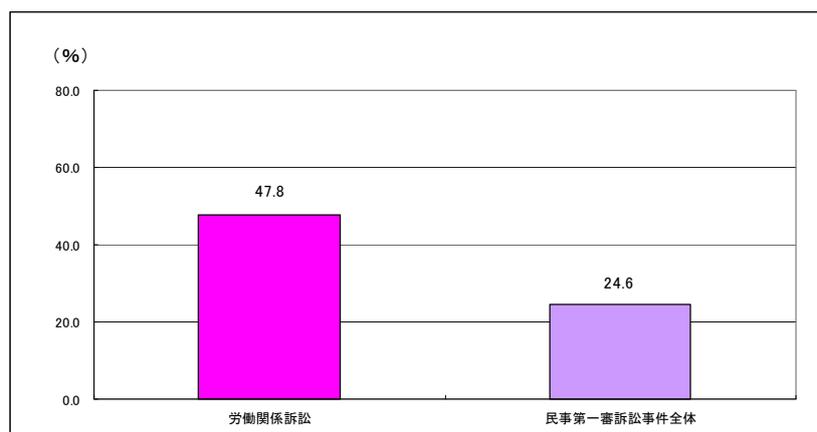
図24 上訴率及び上訴事件割合(労働及び民事)(平成19年)



(注)「上訴率」とは、判決で終局した事件のうち上訴(ここでは控訴)がされた事件の割合をいい、「上訴事件割合」とは、判決以外の事由で終局した事件をも含む全既済件数に対する上訴がされた事件の割合をいう。

(4). 当事者間の対立

図25 対席判決における上訴率(労働及び民事)(平成19年)



(注)「上訴率」とは、判決で終局した事件のうち上訴(ここでは控訴)がされた事件の割合をいう。

(5). 和解に対する考え方

- 和解に適する類型である。
- 和解成立までに期間を要する。

↓ しかし…

- 和解に関する事情は、民事通常訴訟にも当てはまる。
- 和解勧誘開始から和解交渉終了までにかかる期間を統計的に分析することは困難
- 統計的手法以外の方法で実証的に検証することも困難

↓
独立した長期化要因としては挙げない。

41

4. 労働関係訴訟の長期化要因(まとめ)

- (1)争点多数
- (2)原告多数
- (3)立証の困難性
- (4)当事者間の対立

42